

【資料2】

第三次坂井市行政改革大綱 実施計画

(平成29年度～平成33年度)

平成29年9月
坂井市

1. 計画の趣旨

この実施計画は、第三次坂井市行政改革大綱（平成29年3月策定）に掲げる次の2つの大きな行政課題に対応するための4つの基本項目と基本項目ごとに掲げた重点項目を推進するため、実施すべき具体的な取組（取組内容・実施目標・計画年度）を設定したものです。

～第三次行政改革大綱の位置づけ～

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を支える改革
- 合併特例期間の終了への対応を見据えた改革

～基本項目～

- 行政運営システムの構築
- 市民との協働体制の強化
- 持続可能な財政運営の確立
- 人材育成・組織の改革

2. 計画期間

この実施計画の取組期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

3. 計画数

この実施計画は、30項目で構成しますが、各課の取組は、49計画で実施します。

4. 計画の推進体制

この実施計画は、坂井市行政改革推進本部会議（本部長：副市長）において、毎年度評価し、進捗状況の管理を行います。また、必要に応じて追加・修正していくとともに、その状況や成果については市のホームページで公表していきます。

5. 計画の体系図

基本項目	重点項目	実施項目	No.	実施計画	担当課
1 行政運営システムの構築	(1) 経営思考の行政運営	1 政策評価と業務評価の一体的運用	1	事務事業評価と連動した総合戦略評価システムの検討	企画情報課
			2	新評価システムの構築	行政経営課
		2 新たな総合計画の策定	3	総合戦略と総合計画の統合	企画情報課
	(2) 民間活力の活用	3 マイナンバーカードの活用	4	マイナンバーカード普及によるコンビニ交付利用件数の向上	市民生活課
			4 PPP/PFI制度の導入	5	PPP/PFI導入基本方針の策定
		5 観光関連施策の効率化	6	観光客の増加対策	観光産業課
		6 指定管理施設の充実	7	三国運動公園健康管理センターの指定管理検討	生涯学習スポーツ課
			8	三国駅舎の指定管理検討	都市計画課
		(3) 公有資産の適切な管理	7 公共施設の適正管理	9	公共施設マネジメント白書の進捗管理
	10			地区集会施設の地元移譲	まちづくり推進課
	11			キンダーホール三国の廃止	教育総務課
	12			坂井障害者交流センターの民間への移譲	社会福祉課
	8 個別管理計画の策定		13	市営住宅長寿命化計画の見直し	都市計画課
			14	小学校プール運用・整備計画の策定	教育総務課
			15	体育施設管理計画の策定	生涯学習スポーツ課
			16	道路施設の適正な維持管理	建設課
2 市民との協働体制の強化	(1) 市民とのコミュニケーションの充実	9 市民への情報提供	17	効果的・効率的な広報活動の推進	秘書広報課
		(2) 地域コミュニティの活性化	10 地域づくり活動の推進	18	地域づくり活動に対する支援事業の展開
	11 コミュニティセンターの機能充実		19	コミュニティセンターの機能充実と柔軟な運営	まちづくり推進課
	12 商店街の活性化		20	ICTによる商店街の活性化	観光産業課
	(3) 市民活動の推進	13 自主防災組織の充実	21	自主防災組織の充実	安全対策課
		14 環境団体の育成	22	環境団体の育成と基盤強化	環境推進課

基本項目	重点項目	実施項目	No.	実施計画	担当課	
3 持続可能な財政運営の確立	(1)歳出構造の見直し	15 安定した財政運営	23	中期財政計画の策定と管理	財政課	
			24	市債残高・財政指標の管理	財政課	
		16 歳出の合理化	25	地域介護予防活動（通所）事業委託料の見直し	健康長寿課	
			26	補助金の合理化	行政経営課	
	(2)長期的かつ安定的な財源の確保	17 産業の活性化による自主財源の確保	27	労働者の就業機会の確保と雇用の安定	観光産業課	
			28	企業誘致による税収等の確保	観光産業課	
		18 広告収入の推進	29	広告代理店を活用した有料広告の募集	秘書広報課	
			19 市税等収納率の向上	30	市税の収納率の向上と滞納繰越総額の縮減	納税課
		31		税外債権の管理の適正化と徴収強化（税外未収債権の縮減）	税外債権管理室	
		32		市営住宅使用料金の収納強化	都市計画課	
		20 安定した国民健康保険事業の運営	33	国民健康保険基金の確保	健康長寿課	
		21 受益者負担金の適正化	34	事業系一般廃棄物処理手数料の見直し	環境推進課	
			35	受益者負担の適正化	行政経営課	
		22 未活用財産の有効活用	36	市有財産の適正な管理	監理課	
	(3)公営企業等の経営改善	23 病院事業の経営改善	37	病院事業の経営改善	三国病院事務局	
			24 水道事業の経営改善	38	経営戦略策定（上下水道事業）	上下水道課
		39		上下水道料金等の収納強化	上下水道課	
	4 人材育成・組織の改革	(1)効率的な組織体制の確立	25 定員・人員配置の適正化	40	定員・人員配置の適正化	職員課
				41	保育士人材バンクの設置と運用	子育て支援課
				26 ワンストップサービスに向けた組織体制	42	総合窓口サービスによる窓口業務の改善
43			庁舎整備による組織体制の見直し		総務課	
44			ワンストップサービスを念頭に置いた庁舎建設		庁舎整備推進室	
27 内部事務手続きの簡素化			45	地銀ネットワークサービスの導入	会計課	
		46	事務決裁（財務関係含む）の見直し	総務課		
(2)新たな時代に対応した人材育成の推進		28 職員の意識改革と資質向上	47	職員の意識改革と資質向上	職員課	
			29 ワークライフバランスの推進	48	ワークライフバランスの推進	職員課
			30 女性職員の活躍推進	49	女性職員の活躍促進	職員課

参考1)【担当部署ごと計画数】

所属 (部・局)	所属 (課・室・局)	実施計画書No.
総務部	総務課	43・46
	安全対策課	21
	職員課	40・47・48・49
	秘書広報課	17・29
	行政経営課	2・5・9・26・35
総合政策部	企画情報課	1・3
	まちづくり推進課	10・18・19
財務部	財政課	23・24
	監理課 (庁舎整備推進室)	36・44
	納税課 (税外債権管理室)	30・31
市民福祉部	社会福祉課	12・25
	健康長寿課	33
	子育て支援課	41
	市民生活課	4・42
産業環境部	観光産業課	6・20・27・28
	環境推進課	22・34
建設部	都市計画課	8・13・32
	建設課	16
	上下水道課	38・39
三国病院	三国病院事務局	37
会計部局	会計課	45
教育委員会	教育総務課	11・14
	生涯学習スポーツ課	7・15

所属 (部・局)	所属 (課・室・局)	計画数
総務部	総務課	2
	安全対策課	1
	職員課	4
	秘書広報課	2
	行政経営課	5
総合政策部	企画情報課	2
	まちづくり推進課	3
財務部	財政課	2
	監理課 (庁舎整備推進室)	2
	納税課 (税外債権管理室)	2
市民福祉部	社会福祉課	2
	健康長寿課	1
	子育て支援課	1
	市民生活課	2
産業環境部	観光産業課	4
	環境推進課	2
建設部	都市計画課	3
	建設課	1
	上下水道課	2
三国病院	三国病院事務局	1
会計部局	会計課	1
教育委員会	教育総務課	2
	生涯学習スポーツ課	2

計 49

参考2)【第二次大綱 実施計画から引き継いで取り組む計画】

第二次行政改革大綱 実施計画			第三次行政改革大綱 実施計画					
No.	計画名	所属(課・室・局)	No.	計画名	所属(課・室・局)			
15	坂井市総合計画(後期基本計画期間)に基づく施策評価システムの構築	企画情報課	1	事務事業評価と連動した総合戦略評価システムの検討	企画情報課			
74	老朽児童館の機能移転(池上・今市・西瓜屋・坪江・長畑・長屋)	子育て支援課	9	公共施設マネジメント白書の進捗管理	行政経営課			
69-1	三国湊町家館の民間移譲(旧岸名家・旧森田銀行との連携)	文化課						
69-2		観光産業課						
67	春江中小企業センターのシルバー人材センターへの移譲	観光産業課						
71	丸岡温泉たけくらべの民間移譲	観光産業課						
66	三国温泉ゆあぼ〜との民間移譲	観光産業課						
65	丸岡観光情報センターの民間への移譲	観光産業課						
42	地区集会施設の地元移譲	生涯学習課						
56-1	コミュニティセンター・体育施設改修整備	生涯学習課						
56-2		まちづくり推進課						
59	臨海・新保体育館のまちづくり協議会での運営	まちづくり推進課						
68	丸岡歴史民俗資料館の展示見直し	文化課						
70	丸岡総合福祉保健センター(温泉棟)民間移譲	丸岡支所地域振興課						
42	地区集会施設の地元移譲	生涯学習課				10	地区集会施設の地元移譲	まちづくり推進課
41	三国キンダーホールの運営見直し	教育総務課				11	キンダーホール三国の廃止	教育総務課
60	丸岡B&G海洋センター・フィットネスセンターの民間移譲	生涯学習課	15	体育施設管理計画の策定	生涯学習課			
61	春江B&G海洋センタープールの休止	生涯学習課						
62	三国運動公園屋内温水プールの民間移譲	生涯学習課						
64	体育施設の統廃合	生涯学習課						
39-1	まちづくり協議会による自主的なコミュニティセンター運営	まちづくり推進課	19	コミュニティセンターの機能充実と柔軟な運営	まちづくり推進課			
39-2		生涯学習課						
105	市税等の収納率の向上と滞納繰越額の縮減	納税課	30	市税の収納率の向上と滞納繰越総額の縮減	納税課			
111	市営駐車場運営見直し	監理課	36	市有財産の適正な管理	監理課			
98	下水道使用料金等の改定	上下水道課	38	経営戦略策定(上下水道事業)	上下水道課			
106	受益者負担金及び上下水道使用料金等の滞納繰越額の縮減	上下水道課	39	上下水道料金等の収納強化	上下水道課			
95	定員の適正化	職員課	40	定員・人員配置の適正化	職員課			

計 24

計 11

6. 実施計画

【基本方針1】行政運営システムの構築（16計画）

（1）経営思考の行政運営

取組…取組内容に着手する期間

実施…実施目標に到達する期間

No.	実施計画	課名	取組内容	実施目標	計画年度				
					29	30	31	32	33
1	事務事業評価と連動した総合戦略評価システムの検討	企画情報課	総合戦略の評価において、現行の事務事業評価機能を利用した、一体的な評価システムを構築することで、事務負担の軽減を図る。	事務事業評価と連動した新たな総合戦略評価システムの運用を平成30年度事業の評価から実施する。	取組	⇒	実施	⇒	⇒
2	新行政評価システムの構築	行政経営課	総合計画・総合戦略評価（政策・施策評価）と一体的な運用を図ることにより、事務負担の軽減を図る（入力業務は一本、各評価ごとに帳票）。また評価結果を予算等に反映させるシステム構築を行う。	事務事業評価と総合計画・総合戦略評価（政策・施策評価）の一体的運用により、事務負担の軽減を図るとともに、予算要求資料等としての活用を模索するため、平成31年度に新システムの運用を目指す。	取組	⇒	実施	⇒	⇒
3	総合戦略と総合計画の統合	企画情報課	平成29年度で期間終了する総合計画を2年間延長し、総合戦略と統合して、社会情勢の変化等に対応できる市最上位計画づくりの仕組みを構築する。	総合計画と総合戦略と統合して、社会情勢の変化等に対応できる総合計画を策定する。	取組	⇒	実施	⇒	⇒

（2）民間活力の活用

No.	実施計画	課名	取組内容	実施目標	計画年度				
					29	30	31	32	33
4	マイナンバーカード普及によるコンビニ交付利用件数の向上	市民生活課	坂井市で実施しているコンビニ交付サービスは、本籍地の証明書交付も可能である。時間外や休日に各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスについて窓口や広報等でPRし、市民及び坂井市に本籍のある方の利便性の向上を図るとともに、窓口混雑の緩和、窓口業務の事務軽減に繋げる。	住民票等各種証明書の全交付件数に占めるコンビニ交付件数の割合を平成33年度までに3%とする。	取組	⇒	⇒	⇒	実施
5	PPP/PFI導入基本方針の策定	行政経営課	合併以前から指定管理者制度の導入、平成27年度における上下水道の包括的民間委託の導入など、民間活力の導入に取組んできたが、今後の財政状況を見据え、民間の資金やノウハウを活用し、市民サービスの質の向上と効率的な行政運営を図る。	公共施設等の整備に当たり、従来の整備手法に加えPPP/PFI手法について実施の可能性について検討する優先的検討制度を含めたPPP/PFI導入基本方針を、平成32年度までに策定する。	取組	⇒	⇒	実施	⇒
6	観光客の増加対策	観光産業課	観光連盟社員(会員)が、積極的に連盟の事業活動に参加し、現状と課題を自らが解決し、観光客入込数や観光消費額の増加に繋がる戦略的かつ効果的な事業を実施するよう指導する。また、自主財源を確保するための収益事業を実施するよう有機的に連携し、適宜、指導助言をし積極的な事業展開をサポートする。さらに、3つの観光団体の組織統合の実現を目指し、建設的な議論を重ねるとともに、理想的な観光地づくりのための新観光ビジョン戦略計画を策定する。	平成31年4月1日付けの市内3つの観光団体の組織統合と、新観光ビジョン戦略計画の策定を目指す。	取組	⇒	実施	⇒	⇒
7	三国運動公園健康管理センターの指定管理検討	生涯学習スポーツ課	複合施設である管理センターの管理方法および問題点を洗い出し、指定管理実現に向けた解決策を検討する。	平成31年度の指定管理による維持管理運営を目指す。	取組	⇒	実施	⇒	⇒

取組…取組内容に着手する期間
実施…実施目標に到達する期間

No.	実施計画	課名	取組内容	実施目標	計画年度				
					29	30	31	32	33
8	三国駅舎の指定管理検討	都市計画課	各関係者などの意見を取入れ、三国駅舎の維持管理や運営に必要な費用を把握した後、管理運営を指定管理者に移行する。	平成30年度から平成31年度にかけ、三国駅舎に係る維持管理費や運営費を把握し、平成32年度からの指定管理者による管理運営を目指す。	-	取組	⇒	実施	⇒

(3) 公有資産の適切な管理

No.	実施計画	課名	取組内容	実施目標	計画年度				
					29	30	31	32	33
9	公共施設マネジメント白書の進捗管理	行政経営課	「公共施設マネジメント白書」に記載の個々の施設について、進捗管理を行うとともに、昨今の社会情勢等により、白書の方向性から変更となる施設についての検討を行う。	第二次行革実施計画において未達成となった計画を中心に毎年度、進捗管理を行うとともに、白書の方向性から変更となる施設については、「個別管理計画」の策定の必要性等の調整を施設管理所管課と行う。	取組	⇒	⇒	⇒	⇒
10	地区集会施設の地元移譲	まちづくり推進課	新九頭竜町内公民館、霞町町内公民館、東部集会所とも譲渡又は廃止に向けた地元との交渉を進めていく。	<ul style="list-style-type: none"> 東部集会所は地元との譲渡交渉が進められており、地縁団体の設立と地元負担による改築により平成31年度までに完了する予定である。 新九頭竜、霞町の町内公民館は引き続き地元との協議を進めていく。 	取組	⇒	実施	-	-
11	キンダーホール三国の廃止	教育総務課	当初の役割を終えたことや耐震診断の結果を踏まえ、キンダーホールを閉鎖し、条例を廃止する。その後、安全確保の観点からも、建物を取り壊す。地元との協議を適宜行い、円滑な事業進行に努める。	キンダーホールを閉鎖し、建物を取り壊す。普通財産として、跡地の利活用を図る。	取組	実施	⇒	⇒	-
12	坂井障害者交流センターの民間への移譲	社会福祉課	坂井障害者交流センターをNPO法人スマイルネットワークさかいへ移譲する。	スマイルネットワークさかいとの協議を行い、平成31年度からの施設移譲を目指す。	取組	⇒	実施	-	-
13	市営住宅長寿命化計画の見直し	都市計画課	現在、マスタープランと長寿命化計画の2計画が存在する。マスタープランについては2年延長し、平成32年度からは、長寿命化計画の中にマスタープランを融合し、計画を一本化する。また、維持管理費の縮減のため、老朽化した市営住宅(中筋団地)を解体していく。	<ul style="list-style-type: none"> 坂井市総合計画の更新年である平成32年度にマスタープランと長寿命化計画を一体化した新しい計画の策定を目指す。 市営住宅ストックの適切な改善・管理・運営に努めるとともに、老朽化した空き家(中筋団地等)の解体に取り組む。 	取組	⇒	⇒	実施	⇒
14	小学校プール運用・整備計画の策定	教育総務課	小学校プールのあり方を検討し、ソフト(利用面など)とハード(修繕、整備計画)両面の計画を策定する。	平成32年までに小学校プール運用・整備計画を策定する。	取組	⇒	⇒	実施	⇒
15	体育施設管理計画の策定	生涯学習スポーツ課	公共施設マネジメント白書対象外施設や、体育施設の統廃合を含めて大規模な改修が必要となった施設について問題点を洗い出し解決策を検討する。	坂井市公共施設等総合管理計画に基づき体育施設の管理計画の平成32年度策定を目指す。	取組	⇒	⇒	実施	⇒
16	道路施設の適正な維持管理	建設課	<p>橋りょうについては、点検結果を基に維持管理コストを平準化した664橋の個別施設計画を策定し、補修及び修繕を行い施設の長寿命化を図る。</p> <p>道路照明灯については、附属物点検要領に基づく点検結果により、213基の照明施設の補修・修繕を行い施設の長寿命化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁の長寿命化計画を平成30年度中に策定する。 道路照明灯については、現計画のとおり、平成32年度までに補修・修繕を図る。 	取組	実施	⇒	⇒	⇒
					取組	⇒	⇒	実施	-

【基本項目2】市民との協働体制の強化（6計画）

取組…取組内容に着手する期間

実施…実施目標に到達する期間

(1) 市民とのコミュニケーションの充実

No.	実施計画	課名	取組内容	実施目標	計画年度				
					29	30	31	32	33
17	効果的・効率的な広報活動の推進	秘書広報課	市が有する各種広報媒体の特性を考慮しながら、効果的・効率的な広報活動の推進に取り組む。	社会情勢の変化に対応した広報活動を推進するため、ホームページや行政チャンネルによる情報発信の充実を図るとともに、「広報さかい」の適切な発行方法について検討する。	取組	⇒	⇒	実施	⇒

(2) 地域コミュニティの活性化

No.	実施計画	課名	取組内容	実施目標	計画年度				
					29	30	31	32	33
18	地域づくり活動に対する支援事業の展開	まちづくり推進課	地域支援ソフト検討委員会において必要な支援事業を提案する。また、市民と行政との連携を強化し、進むべきまちづくりの方向性や地域課題を官民で共有しながら、地域づくりを進める。	各種の支援事業を展開しながら、持続ある地域づくり活動を促進する。 ・平成33年度までまちづくりカレッジ修了生輩出数(H28～33年度) 120名 ・まちづくりプランミーティング実施地区 5地区 ・パートナーシップ講座開催数 125回	取組	⇒	⇒	⇒	実施
19	コミュニティセンターの機能充実と柔軟な運営	まちづくり推進課	地域づくりに還元できる講座等の充実や運営協議会の設置による地域の意見を反映した運営を図る。 地域コミュニティ施設としての役割・業務をはじめ休館日や開館時間、センター長・職員の役割、業務、待遇等を検討する。あわせて地域の独自性を発揮できる運営も検討する。	・コミュニティセンター講座の拡充を図り、講座参加者数を増やす。 ・コミュニティセンター運営協議会を全センターに設置する。 ・コミュニティセンター運営検討委員会において31年度までにセンター運営について検討しまとめる。	取組	⇒	⇒	⇒	⇒
20	ICTによる商店街の活性化	観光産業課	現在、各地区で運用しているポイントカード（三国：かにカード、丸岡：しるまるカード、春江：ゆりカード、坂井：URANOカード）を一本化し、市内全域で 사용할ことができる新たなポイントカードの導入するとともに、市民の市政への参画を促すことを目的として行政ポイントを発行し、地域住民が商店街等に求める機能に対応した取り組みを実現する。 ・行政ポイントの発行例（交通安全講習会、住民健康診断、クリーンキャンペーン等）	・統一ポイントカードの運用開始：H31年度 ・行政ポイント制度の導入：H31年度	取組	⇒	実施	⇒	⇒
					取組	⇒	実施	⇒	⇒

(3) 市民活動の推進

No.	実施計画	課名	取組内容	実施目標	計画年度				
					29	30	31	32	33
21	自主防災組織の充実	安全対策課	毎年実施する防災訓練において避難所開設運営訓練を行い、自主防災組織や地域住民と協力して、地域にあった避難所開設運営マニュアルを策定することで、地域主体でも、避難所開設運営できる体制を目指す。 また、引き続き、自主防災組織結成促進や地域防災リーダーを育成し、地域防災力の向上に努める。	毎年実施する防災訓練において、各地区ごとに避難所開設運営訓練を行い、マニュアルの見直しや、新規策定を目指す。また、地域防災に関する出前講座や研修会等を開催し、地域防災力の向上と自主防災組織の結成促進を図り、結成率80%以上を目指す。	取組	⇒	⇒	⇒	実施

取組…取組内容に着手する期間
実施…実施目標に到達する期間

No.	実施計画	課名	取組内容	実施目標	計画年度				
					29	30	31	32	33
22	環境団体の育成と基盤強化	環境推進課	環境に配慮した取り組みが実践できる活動団体の育成を行い、将来的には活動団体による環境教室や環境講座を開催できるようにする。	環境活動団体の育成を行い、平成32年度以降には、環境活動団体が独立して環境教室や環境講座が実施できるようにする。 (目標：育成活動団体数5)	取組	⇒	⇒	実施	⇒

【基本項目3】持続可能な財政運営の確立（17計画）

（1）歳出構造の見直し

No.	実施計画	課名	取組内容	実施目標	計画年度				
					29	30	31	32	33
23	中期財政計画の策定と管理	財政課	自治体の収入は、景気変動や地域社会の変化に対応して伸縮を図る自己調整機能が乏しいため、見通しを立てるのは難しくはあるが、市債残高及び基金残高の推移等の財政状況を踏まえた中で、総合計画を財政的視点から補完すると共に、健全な財政運営の維持を目的とした予算の編成や執行の指針となる中期財政計画を策定する。	平成31年度中の策定を目指す。	—	取組	実施	⇒	⇒
24	市債残高・財政指標の管理	財政課	これまでの行政改革の取り組み等により、財政調整基金の確保並びに各財政指標の改善は図られているが、合併特例事業債の発行期限の平成32年度までは、大きな財政負担が生じる事業の実施が予定されていることから、実施に当たっては財政状況を見極めながら、優先度、将来的財政負担等を十分判断し、事業費の抑制を図る。経常的な経費の削減を行うとともに、適正な債務管理に努め、健全化判断比率等に配慮した財政運営を行う。	将来負担比率 175%以下 (早期健全化基準350.0%の1/2) 実質公債費比率 15%以下 (18%以上で起債発行に国の許可が必要となる) 財政調整基金残高 標準財政規模の10% (大よそ22億円)以上を維持	取組 実施	⇒	⇒	⇒	⇒
25	地域介護予防活動（通所）事業委託料の見直し	健康長寿課	介護予防活動を広く進めていき自立した高齢者が増えることは、医療費、介護費用の削減等に有効であると考えられる。多くの高齢者が介護予防活動に参加できるよう、委託料の基準を見直し、一人一回あたり単価基準の目標ラインを定め、調整していく。	委託事業内容を見直し、一人あたりの平均単価基準の目標ラインを定める。	取組	⇒	実施	⇒	⇒
26	補助金の合理化	行政経営課	補助金の必要性と効果を検証し、適正な執行を行うため、制度補助金についても補助金等チェックシートによる自己検証作業を実施する。	毎年度、全ての補助金について補助金等チェックシートによる内部検証を実施する。	取組 実施	⇒	⇒	⇒	⇒

取組…取組内容に着手する期間

実施…実施目標に到達する期間

(2) 長期的かつ安定的な財源の確保

No.	実施計画	課名	取組内容	実施目標	計画年度				
					29	30	31	32	33
27	労働者の就業機会の確保と雇用の安定	観光産業課	県外に在住している若年者等の本市への定住促進と、市内企業が求める優秀な人材の確保を促進するため、U I J ターンに関する各種の施策をはじめ、非正規雇用労働者の正規雇用転換を促す施策を、関係機関と連携するなか戦略的に展開し、労働力の確実な確保と処遇改善を図り、企業経営の持続的な発展を推進する。また、介護・保育・看護分野の人材不足へ対応するため、子育て支援課と連携しながら人材確保と育成に向けた支援策を検討する。	それぞれの支援策について、所轄ハローワーク三国をはじめ関係機関と有機的に連携するなか、広く制度内容の周知を図りつつ、企業の積極的な活用を促す。 ・U I J ターン者 H33年度までに累計100人 ・非正規雇用労働者を正規雇用に転換 H33年度までに累計100人	取組	⇒	⇒	⇒	実施
28	企業誘致による税収等の確保	観光産業課	テクノポート福井、商工業団地などの未分譲地、未操業企業に対する企業誘致促進を図るため、既設の助成金制度を経済動向を見極めながら再整備する。 また、企業立地を誘導、促進すべき土地を、総合計画や都市マスタープランなどの土地利用計画の中で明確に位置付けする。	助成金制度を充実し、積極的な誘致活動を実施する。 ・各年3企業以上の適用認定を目指す。	取組 実施	⇒	⇒	⇒	⇒
29	広告代理店を活用した有料広告の募集	秘書広報課	自主財源の確保と歳入の安定化、さらには広告募集事務の軽減と効率化を図るため、広告代理店を活用した有料広告の募集を行う。	平成30年度より、広告代理店を活用したホームページのバナー広告の募集を行う。また、広告代理店を活用した「広報さかい」の有料広告の募集についても検討する。	取組	実施	⇒	⇒	⇒
30	市税の収納率の向上と滞納繰越総額の縮減	納税課	・徴収嘱託員制度の効率化を図り、また、徹底した現年度分の徴収を行う。 ・困難案件解決プロジェクトチームを結成し、長年解決出来なかった案件の解決策を考え、滞納繰越額を縮小する。 ・市民に対して、納税の大切さや公平性を保つための処分に関する内容を広報等に掲載し、納税の意識を向上させる。	滞納繰越額を縮減することを目標とし、平成29年度から平成33年度までの各年度の滞納繰越額（調定額）について、10,000千円ずつ減額し、滞納繰越額9億円台とする。	取組 実施	⇒	⇒	⇒	⇒
31	税外債権の管理の適正化と徴収強化（税外未収債権の縮減）	納税課 「税外債権管理室」	① 税外債権所管課の債権管理・回収業務を指導・支援する。 ② 生活困窮状態の債務者の生活再建を推進し、債権回収を図る「生活再建型滞納整理事業」を実施する。 ③ 徴収困難な税外債権の事案を引受し、滞納処分や強制執行の法的措置を強化する。 ④ 専門家のノウハウを取り入れるため弁護士起用を検討する。	全庁的な債権管理の適正化を進め、税外債権の滞納額圧縮を図ることを目標とし、平成29年度から平成33年度までの各年度の収入未済額について、10,000千円ずつ縮減し、5年間で50,000千円の縮減を目指す。	取組 実施	⇒	⇒	⇒	⇒
32	市営住宅使用料金の収納強化	都市計画課	市営住宅使用料金の確保及び公平性の観点から、関係課による情報提供と滞納整理のノウハウを共有し収納率向上を図る。 また、滞納者に対しての行政サービスの制限を具体的に検討し、あわせて滞納整理の強化に努める。	住宅使用料における滞納額を縮減することを目標とし、平成29年度から平成33年度末までの収入未済額について300千円ずつ縮減し、5年間で1,500千円の縮減を目指す。	取組 実施	⇒	⇒	⇒	⇒

取組…取組内容に着手する期間
 実施…実施目標に到達する期間

No.	実施計画	課名	取組内容	実施目標	計画年度				
					29	30	31	32	33
33	国民健康保険基金の確保	健康長寿課	国民健康保険制度改革により、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国保運営に中心的な役割を担うこととなる。市は、県が算定した標準保険料率を参考に保険料率を決定し、国保事業費納付金を県に納付することとなるが、適正な保険料の確保と医療費の削減等に努めることで、一般会計繰入を行わない自主運営に努めることとする。国民健康保険基金の積立てを行うとともに、取り崩しの抑制を図る。	平成32年度末残高1億7千万円以上とする。	取組	⇒	⇒	実施	⇒
34	事業系一般廃棄物処理手数料の見直し	環境推進課	特別集積地手数料については、排出事業者の実態把握をし、条例改正に向けて検討していく。清掃センター搬入手数料については、構成市町との協議を図っていく。	平成31年度から新手数料の適用を目指す。	取組	⇒	実施	⇒	⇒
35	受益者負担の適正化	行政経営課	受益者負担の適正化に関する基本方針に基づき、定期的(5年ごと)に使用料等の見直しを行っていく。	平成32年度に第2期使用料の検証を行う。	取組	⇒	⇒	実施	⇒
36	市有財産の適正な管理	監理課	利用目的のない土地等について貸与・売却を積極的に促進し、未利用地(無料駐車場を含む)の維持管理費の削減を図る。	有効利用を図ることのできない土地について貸与・売却を積極的に促進する。(H33末 累計売却額1.25億円)また、未利用地等の維持管理費の削減を図るため、管理の方法について、地元と協議し管理方法の見直しを行う。	取組	⇒	⇒	⇒	実施

(3) 公営企業等の経営改善

No.	実施計画	課名	取組内容	実施目標	計画年度				
					29	30	31	32	33
37	病院事業の経営改善	三国病院事務局	平成29年3月に策定した新病院改革プラン(平成29～32年度)では、一般会計からの負担金の考え方について「総務省自治財政局長通知の繰出基準により、基準の範囲内で繰出を行っていくものとする」としているため、繰入金を繰出基準の範囲内とできるように経営改善に努めるべきであるが、新改革プランの期間である平成32年度までは、赤字が累積している中で、スムーズな資金繰りを行うため、内部留保資金の確保に努める。	病院事業の経営改善を図り、スムーズな資金繰りを行うため、内部留保資金の確保に努める。具体的には現在の一般会計からの繰入金5億円の内、基準外繰入8千万円を現状維持することに努めながら、内部留保資金のうち、現金・預金にかかる年度末残高を約2億円以上確保する。	取組 実施	⇒	⇒	⇒	⇒
38	経営戦略策定(上下水道事業)	上下水道課	将来にわたって安定的に事業を継続していくための投資・財政計画及び投資以外の収支計画の策定。 組織の効率化、料金改定等を踏まえた経営健全化の取り組み方針の策定。	水道事業基本計画との整合性を図りながら、持続可能な企業運営の確立。 下水道事業計画との整合性を図りながら、持続可能な企業運営の確立。 平成32年度に経営戦略策定。	取組	⇒	⇒	実施	⇒

取組…取組内容に着手する期間
実施…実施目標に到達する期間

No.	実施計画	課名	取組内容	実施目標	計画年度				
					29	30	31	32	33
39	上下水道料金等の収納強化	上下水道課	<p>公営企業の独立採算制に鑑み、受益者負担の公平性と自主財源の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水停止等による徴収体制の強化とともに、滞納者を増やさない取り組みの推進 ・税外債権管理室との連携強化 ・滞納処分（法的措置）の積極的執行 	<p>水道料金・下水道使用料・下水道受益者負担金について、きめ細やかな徴収対応や分納等を勧奨し、滞納者の減少を図るとともに収納率を向上させる。</p> <p>平成28年度末現在13,000件となっている滞納件数を、5年間で5%縮減を目標とする。</p>	取組	⇒	⇒	⇒	実施

【基本項目4】人財育成・組織の改革（10計画）

（1）効率的な組織体制の確立

No.	実施計画	課名	取組内容	実施目標	計画年度				
					29	30	31	32	33
40	定員・人員配置の適正化	職員課	<p>第三次定員適正化計画の年次別計画を考慮しながら、業務内容と職員配分を精査して適正な人員配置を行う。</p> <p>また、再任用や任期付職員についても計画的に採用する。</p>	<p>定員適正化計画目標に基づき、業務量にあった適正な職員数配置と適材適所への人員配置を行う。</p> <p>(H33.4.1職員数：690人)</p>	取組 実施	⇒	⇒	⇒	⇒
41	保育士人材バンクの設置と運用	子育て支援課	<p>保育士の資格を持つ方の復帰及び再就職を支援し、公立私立を問わず質の高い教育・保育を安定的に供給するための保育人材の確保のために、保育士人材バンクを設置する。</p>	<p>公立私立を問わず、多様化する保育ニーズへの対応や質の高い教育・保育を安定的に供給するために、保育士人材バンクを設置し、保育人材の確保を行う。</p>	取組 実施	⇒	⇒	⇒	⇒
42	総合窓口サービスによる窓口業務の改善	市民生活課	<p>総合窓口サービスにて、業務効率と市民サービスの向上を図る。総合窓口係を設置し、総合案内受付や現在の市民係、保険年金係の窓口対応業務の他に、判断や審査が必要でない簡易な窓口業務を行う。また、複数の各種申請書を共有化し複写式等に見直す、本人確認も1回にするなど市民目線に立った総合窓口を目指す。</p>	<p>本庁舎の整備計画において、住民窓口の配置については、ワンストップサービスに対応したワンフロア化を予定していることから、平成33年度からの実施を目指す。</p>	取組	⇒	⇒	⇒	実施
43	庁舎整備による組織体制の見直し	総務課	<p>分散している本庁の機能を集約するために本庁舎を整備することに伴い、利用者の利便性を図るためにも、ワンストップサービスを含めた組織の見直しを検討する。</p>	<p>庁舎整備による配置等を考慮しながら、利用者の利便性に対応できるような組織体制とする。</p>	取組	⇒	⇒	⇒	実施
44	ワンストップサービスを念頭に置いた庁舎建設	監理課 「庁舎整備推進室」	<p>本庁舎整備にあわせて、利用者目線で施設の構造、配置計画を行い、ワンストップサービスが実現できるよう関係部署と連携し、検討する。</p>	<p>本庁舎を整備にあたり、利用頻度の高い、窓口業務を1フロアに集約し、庁舎利用者の利便性を図る。</p>	取組	⇒	⇒	実施	—
45	地銀ネットワークサービスの導入	会計課	<p>地銀ネットワークサービスの「公共料金明細事前通知サービス（公振くん）」を導入することにより一括口座振替が可能になり、伝票の枚数および作成・審査等に要する時間が短縮し事務の効率化・簡素化になる。</p>	<p>平成31年度に水道料を導入、翌年にはその検証および本格導入に向けた準備を実施、平成33年度には他の公共料金への導入を目指す。</p>	取組	⇒	⇒	⇒	実施

取組…取組内容に着手する期間
実施…実施目標に到達する期間

No.	実施計画	課名	取組内容	実施目標	計画年度				
					29	30	31	32	33
46	事務決裁（財務関係含む）の見直し	総務課	現在の財務規則を、財務関係、契約関係、会計関係にそれぞれ独立した規則を制定し、併せて事務決裁規程を見直しする。	内部の事務手続きについて、現状に即したものとし、併せて事務の簡素化することによって、行政が本来行うべき事務事業の充実を図る。	取組	実施	⇒	⇒	⇒

（２）新たな時代に対応した人材育成の推進

No.	実施計画	課名	取組内容	実施目標	計画年度				
					29	30	31	32	33
47	職員の意識改革と資質向上	職員課	自主研究や研修等で行政に関する課題等について、研究活動や先進地視察等を行い、広い視野や専門知識を取得し、職場全体の資質向上を図る。職員一人ひとりが業務目標を明確に定め、自らの能力を高めていく必要がある。また、人事評価制度を実施し職員のモチベーションの向上に繋げる。	平成33年度までにアカデミー研修受講者50名、自治大学校受講者5名の受講参加を行い、職員の意識改革と資質向上の推進を行う。	取組	⇒	⇒	⇒	実施
48	ワーク・ライフ・バランスの推進	職員課	業務の効率化やゆう活制度（朝型勤務）の導入など、勤務時間を有効的に使い、長時間労働の抑制を図る。職員の勤務環境の向上及びワーク・ライフ・バランスの推進を実施し、職員一人ひとりが業務の見直しや効率化を行い市民サービスの向上を図る。	イクボス事業やノー残業デー、ゆう活制度を周知・徹底し、職員の時間外勤務の縮減に取り組む。また有給休暇取得の促進を行い、年間10日間の取得を目指しワーク・ライフ・バランスの充実を図る。	取組 実施	⇒	⇒	⇒	⇒
49	女性職員の活躍促進	職員課	女性職員の管理職登用を積極的に実施する。女性活躍推進研修の実施や外部研修への積極的な参加の促進を行い、仕事と家庭の両立やキャリア意識の向上を図る。また男性職員の育児休業等の取得促進を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業主行動計画に基づき、管理的地位にある職員に占める女性割合25%以上の維持を行う。 ・平成30年度末までに、女性管理職（課長職以上）の割合を10%以上にする。また、部長・次長職に女性職員の登用を行う。 	取組 実施	⇒	⇒	⇒	⇒